

別表第2（第20条関係）

宮代町開発指導要綱第20条第1項ただし書きに基づき緑化を行うときは、以下の基準による

1 緑地の必要面積の算出方法

(1) 市街化区域内

$$\text{緑地の必要面積} = \text{敷地面積} \times (1 - \text{建ぺい率}) \times 0.5$$

* 建築基準法第53条第3項に規定する耐火建築物、角地による緩和は適用しない。

(2) 市街化調整区域

$$\text{緑地の必要面積} = \text{敷地面積} \times 0.25$$

2 計画緑地面積の算定方法

① 樹木による緑化

$$A \leq 18B + 10C + 4D + E$$

A：計画緑地面積（㎡）

B：植栽時の樹木の高さが3.0m以上の樹木本数

C：植栽時の樹木の高さが2.0m以上3.0m未満の樹木本数

D：植栽時の樹木の高さが1.0m以上2.0m未満の樹木本数

E：植栽時の樹木の高さが1.0m未満の樹木本数

* 既存の樹木の場合は、「植栽時」を「届出提出時」と読み替えることができる

② 芝その他の地被植物による緑化

$$\text{計画緑地面積} = \text{植栽面積} \times 0.9$$